

第4回検証に係る有識者・実務者ヒアリングの 結果概要について

令和6年5月17日

電力・ガス取引監視等委員会



有識者・実務者のヒアリング結果について

①中期方針、監視機能の強化方針等（1 / 6）

● 電取委の取組への評価

- 経済産業省の中でも、電力市場の監視や料金審査等に係る専門性の高さという点で、電取委は特異なポジションを確立できており、一定の専門性をもって業務に当たっていると評価。（西村あさひ法律事務所 川合氏）
- 料金審査等、実務を担っている電取委には、電力全般に関し、専門的な知識が蓄積されていると評価。この点は今後も強化していく必要があるのではないか。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 大手電力の不適切事案に対しては、公取委と電取委で適切な役割分担をしながら対応されたと評価。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 海外の規制機関との連携強化は重要であり、電取委のICERへの加盟に向けた取組を評価。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 電取委と公取委、電取委と資エネ庁は、うまく役割分担を行っていると評価。電力のみでなく、エネルギー政策全体、更には国家経済安全保障等も含めた大きな政策の中で、電力市場をどう見るかという観点も重要であり、8条委員会であることで、それが上手く実施できているのではないか。（武蔵野大学 山内氏）
- 電取委で、小売料金審査・託送料金審査を行っており、査定の過程で蓄積された専門性は高いと評価しており、そのノウハウは今後も大切にしていけるべき重要な事項。（武蔵野大学 山内氏）
- カルテル事案への対応に関して、電取委と公取委の間でそれぞれ電事法と独禁法で分担があるとはいえ、電取委の対応が後手に回った感は否めないと思っている。両者の役割は違うと思うが、電取委として対応の速度感等に問題がなかったとは言えないのではないか。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）

有識者・実務者のヒアリング結果について

①中期方針、監視機能の強化方針等（2 / 6）

● 電取委の取組への評価

- 電力の小売前面自由化が当初の目的を達成できているのか分からない。消費者の乗り換えの停滞や費用対効果など消費者に対しても現状を説明する必要があるのではないか。もっとも、電取委が料金審査の中で経営の効率化を含め審査を行っていることなど果たしている役割については詳細が知られてよいし、評価されてよい。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 電取委は、小回りが利いて迅速性のある対応ができていると評価。一方で、電力分野でカルテルと言った大きな事案が発生したことはショッキングであった。電力事業者に十分に抑止力が働いていなかったのではないかと。（政策研究大学院大学 田中氏）
- 海外の規制機関と比較した上で、電取委は人員や予算が少なく、デジタルツールの活用に差がある現状について理解できた。その上で、営業活動の停止措置などが需要家保護の観点で有効ではないかと考えている点も納得できる。（東京大学 松村氏）

有識者・実務者のヒアリング結果について

①中期方針、監視機能の強化方針等（3／6）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 卸電力価格で言えば、資源国ではない欧州などと比較して日本がどうなのかの比較や、電力が比較的停電等もなく安定的に供給されている点などの定量的指標なども示しつつ、電取委の各種業務の必要性や成果、ひいては電取委の存在意義をしっかり示すことは重要。こうした業務成果を高めていくという説明ができないと、必要な予算要求なども厳しいと史料。（西村あさひ法律事務所 川合氏）
- 需要側の立地誘導による将来的な系統整備費用の効率化や、レジリエンスの強化など、国民生活に直結するきめ細かい政策立案は、電取委でも引き続きしっかり検討し、その成果も外部にしっかり説明していくことも重要。（西村あさひ法律事務所 川合氏）
- 機能強化方針において、エコノミスト、アナリストの確保についても考慮することが重要。そもそも、アメリカなどの諸外国ではエコノミストの需要が多いが、日本ではエコノミストが活躍しづらい環境と感じている。電取委として、専門性の多様化という観点からも、エコノミストやアナリストに見合う対価やその後のキャリアモデルなどを明示できるかがポイントとなるのではないかと。（西村あさひ法律事務所 川合氏）
- 電力取引において、電力自由化が先行した米国などでは、送電網枠の奪い合いなど事業者間の紛争案件が多い印象だが、同じく電力自由化を進めてきた日本では、新規事業者は増えたにも関わらず、紛争案件が少ない（あっせん、仲裁もほぼない）。電気通信業界と比べてもその差は明確であり、電力自由化の進捗状況を図る一つの指標として、事業者紛争（旧一電vs新電力、新電力vs新電力など）が少ない理由についても検証するに値するのではないかと。（西村あさひ法律事務所 川合氏）
- 日本の政策経費が諸外国と比較して小規模であり、この予算規模では対応に限界がある。DX推進、AI化、ITシステム導入等にも関連するが、電取委として、今度どのような監視体制を構築していくのかを組織として明確にすることで、導入すべきツール、そのための必要な予算の在り方について議論ができるのではないかと。（西村あさひ法律事務所 川合氏）

有識者・実務者のヒアリング結果について

①中期方針、監視機能の強化方針等（4 / 6）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- デジタルツールの導入や、必要な専門人材を確保するためには、電取委も、例えば他国のようにライセンスフィーを導入し、会計上独立した形で、予算確保することも検討すべきではないか。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 海外の市場運営者は、「取引の信頼性の確保 = 取引所の生命線」と認識し、監視体制を徹底して構築している。他方で、日本の場合は、構造的に、市場運営者に監視をするインセンティブが十分に働かない状況。取引所の監視体制強化に向けては電取委も市場運営者への指導を強化していくべきではないか。また、電取委との人事交流を行う等の方法も考えられるのではないか。（公益財団法人アジア成長研究所 八田氏）
- 先物取引については、電力は単なる現物商品ではないため、電取委でも監視していくべきではないか。（武蔵野大学 山内氏）
- 広報については、電取委は現在十分に対応できていないため、今後もっと力を入れて行っていくべきではないか。（武蔵野大学 山内氏）
- 電取委として、データをどこまで集めて、監視にどう活用するかを議論し、そのために必要なツールを導入するのは重要な課題。監視コスト・監視される側のコストを考慮することが重要。（武蔵野大学 山内氏）
- 今後、レベニューキャップ制度で導入されたインセンティブが上手く機能していることを可視化していくことが重要であり、しっかりとフォローしていくべき。（武蔵野大学 山内氏）

有識者・実務者のヒアリング結果について

①中期方針、監視機能の強化方針等（5 / 6）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- DX・AI活用に関して、ここは非常に重要な点と思う。監視する側だけではなく監視される側のコストも効率化するにはこうしたデジタルツールの活用が必須なので、本腰を入れて取り組むべき。一方で、事業者が市場制度に振り回されて逆にコスト過多になることは望ましくないので、DXによる最終的な目標を明確にしつつ、必要なデータやDXツールを明確にしながらか進めていくことが必要と考える。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）
- 現状送配電事業は赤字になっており、公益部門であり規制下にある中だが、健全な経営をできるようにすることが、必要と思う。レベニューキャップ制度の中でも議論があるかと思うが、エスカレーションや人件費の考え方など、まずはきちんと収支が取れるような制度にしていくことが重要ではないか。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）
- 卸市場など様々な市場があるが、それぞれの市場については運営主体がしっかり監視し、電取委は広域機関やJEPXといったそうした主体とコミュニケーションを取りながら適切に役割分担していくことが重要と思う。その上で、電取委の役割の一つはそうした複数の市場間の関係の整理をすることにあるのではないかと考えている。（地球環境産業技術研究機構 山地氏）
- B to Cにおける電力契約手続等に係るDX推進も念頭に置くと、DXに対応できない層に配慮するとともに、必要事項等の説明においては、明確性の観点の他に重要な情報についてはタイミングよくシンプルにアプローチする「顕著性」を意識する必要がある。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 欧州ではエネルギー貧困（生活に必要なエネルギーを十分に享受できない）層への措置として様々なアプローチがとられており、今後規制料金のあり方について検討する局面があれば、参考になる議論がされているのではないかと。（慶應義塾大学 丸山氏）

有識者・実務者のヒアリング結果について

①中期方針、監視機能の強化方針等（6 / 6）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 広報においては、AI等による需要の増大への対応、GX、安全等に関し、日本の電力政策の重点がどこに置かれ具体的に何が行われているか示すとともに、全体像の中で電取委の果たす役割や位置づけについて再定義しながら、明確に発信してはどうか。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 大学において学生と接する立場での印象論ではあるが、人材確保にあたっては、従来の終身雇用の前提ではなく、キャリア形成という観点が重要となってくる。電取委での業務に従事することで将来的にどのような分野で活躍できるか示してはどうか。（慶應義塾大学 丸山氏）
- 電取委が、罰則適用や反則調査の権能を持つべきか否かは重要な論点。個人的には、従来からの小回りの利いた監視に加え、最後必要となった場合には、伝家の宝刀として、そうした権能を使えるようにすることで、事業者に対して抑止力を利かせることができると考える。また、権能を強化する場合は、そのための人員強化も必要。（政策研究大学院大学 田中氏）
- DX・AI化を進める必要はあるが、その実現のためには、データサイエンティストの確保が特に重要であり、その確保が課題。ビジネスではなく、規制の中でデータサイエンスを使う経験は、今後のキャリアを考へても貴重な経験になり得、この点は人材確保の上で、アピールポイントにはなるのではないか。（政策研究大学院大学 田中氏）
- 電取委はこれまで適切な競争確保により需要家保護をすることがミッションであったが、太陽光発電事業者等、需要家でありながら供給者でもあるProsumerのようなプレーヤーに、電取委として、どのように向き合うかは今後の課題となるのではないか。（政策研究大学院大学 田中氏）
- 広域機関やJEPXとの人事交流に関して、専門性を高めるという意味では良いと思う。こちらに人を送ってもらうだけではなく、これまでにはなかったと思うが、JEPXに人を送るというということもありえるのではないか。（東京大学 松村氏）